通知預金

平成24年8月3日現在

商品名	通知預金
-----	------

販売対象	法人及び個人の方
期間	・期間の定めはありません。 但し、預入日から7日間の措置期間が必要です。
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	一括預入 10,000円以上 1円単位
払戻方法	随時解約(一括払戻し)いたします。 但し、解約する日の2日前までに通知が必要です。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。 解約時(払戻時)に一括して支払います。 付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算
税金	・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (但し、マル優の場合は除きます) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所 得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかか ります。 ・法人は総合課税となります。
手数料	_
付加できる特約事項	個人のものはマル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	措置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
金利情報の入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。
預金保険制度	預金保険制度により元本 1,000万円までとその利息が保護の対象になります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して 1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます)



通知預金

平成24年8月3日現在

商品名	通知預金
苦情処理措置 · 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または監査部法務課(9 時~17 時、電話: 096·366·1148)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03·3581·0031)、第一東京弁護士会(電話:03·3595·8588)、第二東京弁護士会(電話:03·3581·2249)、熊本県弁護士会(電話:096·325·0913)、鹿児島県弁護士会(電話 099·226·3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記監査部法務課または全国しんきん相談所(9 時~17 時、電話:03·3517·5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫監査部法務課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となる事項	商品内容の詳細については、当金庫営業日に営業店または業務部(9 時~17 時、電話: 096-366-1123) にお尋ねください。

